

経済財政運営と改革の基本方針2019について

〔 令和元年6月21日  
閣 議 決 定 〕

経済財政運営と改革の基本方針2019を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2019  
～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～

令和元年6月21日

# 経済財政運営と改革の基本方針 2019 (目次)

## 第1章 現下の日本経済 1

### 1. 内外の経済動向と今後の課題

- (1) 日本経済の現状と課題
- (2) 国際経済環境の変化と課題

### 2. 今後の経済財政運営

- (1) 基本認識
- (2) 新たな時代への挑戦 : 「Society 5.0」実現の加速
  - ① Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり
  - ② 経済再生と財政健全化の好循環
- (3) 当面の経済財政運営等

### 3. 東日本大震災等からの復興

- (1) 東日本大震災からの復興・再生
  - ① 切れ目のない被災者支援と産業・生業の再生
  - ② 原子力災害からの福島復興・再生
- (2) 近年の自然災害からの復興、防災・減災・国土強靱化の加速

## 第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり 8

### 1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

- (1) Society 5.0の実現
  - ① デジタル市場のルール整備
  - ② フィンテック／金融分野
  - ③ モビリティ
  - ④ コーポレート・ガバナンス
  - ⑤ スマート公共サービス
- (2) 全世代型社会保障への改革
  - ① 70歳までの就業機会確保
  - ② 中途採用・経験者採用の促進
  - ③ 疾病・介護の予防
- (3) 人口減少下での地方施策の強化・人材不足への対応
  - ① 地域のインフラ維持と競争政策

② 地方への人材供給

**2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進**

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

- ① 幼児教育・保育の無償化等
- ② 初等中等教育改革等
- ③ 私立高等学校の授業料の実質無償化
- ④ 高等教育無償化
- ⑤ 大学改革等
- ⑥ リカレント教育
- ⑦ 少子化対策、子ども・子育て支援
- ⑧ 女性活躍の推進
- ⑨ 介護人材等の処遇改善

(2) 働き方改革の推進

(3) 所得向上策の推進

- ① 就職氷河期世代支援プログラム
- ② 最低賃金の引上げ

**3. 地方創生の推進**

(1) 東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出

(2) 地域産業の活性化

- ① 観光の活性化
- ② 農林水産業の活性化
- ③ 海外活力の取込みを通じた地域活性化

(3) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援

(4) 地方分権改革の推進等

(5) 対流促進型国土の形成

(6) 沖縄の振興

**4. グローバル経済社会との連携**

(1) G20における持続的成長へのコミットメント

(2) 経済連携の推進、TPP等の21世紀型ルールの国際標準化

(3) 国際的なデータ駆動型経済拡大に向けたデータの越境流通等のルール・枠組み

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献

- ① 質の高いインフラ投資
- ② パリ協定に基づく長期戦略の策定を含む環境・エネルギー問題への対応
- ③ 海洋プラスチックごみ対策
- ④ 国際保健への対応

## 5. 重要課題への取組

- (1) 規制改革の推進
- (2) 科学技術・イノベーションと投資の推進
  - ① 科学技術・イノベーションの推進
  - ② 成長力を強化し支える公的投資の推進
- (3) 外国人材の受入れとその環境整備
  - ① 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進
  - ② 共生社会実現のための受入れ環境整備
  - ③ 在留管理体制の構築
  - ④ 留学生の国内就職促進
- (4) 大規模国際大会等の成功とスポーツ・文化芸術立国の実現
  - ① 大規模国際大会等の成功
  - ② スポーツ立国の実現
  - ③ 文化芸術立国の実現
- (5) 資源・エネルギー、環境対策
  - ① 資源・エネルギー
  - ② 環境対策
- (6) 外交・安全保障
  - ① 外交
  - ② 安全保障
- (7) 暮らしの安全・安心
  - ① 防災・減災と国土強靱化
  - ② 治安・司法
  - ③ 危機管理
  - ④ 消費者の安全・安心
  - ⑤ 共助・共生社会づくり
  - ⑥ 住宅セーフティネットの充実等

## 第3章 経済再生と財政健全化の好循環 50

### 1. 新経済・財政再生計画の着実な推進

### 2. 経済・財政一体改革の推進等

- (1) 次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革
  - ① デジタル・ガバメントによる行政効率化
  - ② 効率的・効果的な予算執行の推進
  - ③ EBPMをはじめとする行政改革の推進
- (2) 主要分野ごとの改革の取組

地域の安全対策を推進する。高齢者の安全運転対策<sup>143</sup>や移動を支える施策を強化する。また、キッズゾーン（仮称）など未就学児が安心して歩行できる空間の確保を含め、子供が日常的に集団で移動する経路などの交通安全対策を推進するとともに、登下校時における子供の安全確保に取り組む。鉄道事業者等と連携して痴漢撲滅の対策を強化する。

再犯者<sup>144</sup>を減少させるため、対象者の特性に応じた指導、就労・修学支援、福祉等の利用促進、協力雇用主への継続的支援、保護司の安定的確保・活動支援、地方自治体との連携、満期出所者対策、矯正施設の環境整備等を強化する<sup>145</sup>とともに、持続可能で質の高い更生保護を推進する。

犯罪被害者等支援のための施策を推進し第四次基本計画<sup>146</sup>を検討する。子供の死因究明<sup>147</sup>・情報共有、解剖の推進、違法薬物中毒死等の検査など死因究明体制を強化する<sup>148</sup>。

国際的な法的紛争に強い日本を作るため、国際法等の知見を持つ国際法務人材を育成し、国際紛争解決機関派遣等により国際ネットワークを充実させる。国内外の法的紛争に係る予防司法機能を充実させ、国際紛争解決ルールの形成に積極的に関与し、国際裁判への対応能力を強化する。日本型司法制度の強みを重要なソフトパワーとして国連・関係各国等と連携しつつ、京都コンGRESS 2020<sup>149</sup>を成功させ、成果を展開すべく、司法分野の国内外の取組「司法外交」を外交一元化の下、オールジャパンで総合的・戦略的に推進する。この中で、国際協力としての人材育成・法制度整備支援を強化し、外国法事務弁護士制度の充実強化などの国際仲裁の更なる活性化に向けた基盤整備を推進する。

総合法律支援<sup>150</sup>など利用しやすく頼りがいのある司法や法教育を推進し、民事司法制度改革を政府全体で進める<sup>151</sup>。利用者の利便性と業務の質・効率を高めるため治安・司法分野のICT・AI利活用を進めつつ、法令外国語訳の一層推進に向けた方策を検討するほか、ヘイトスピーチ・ウェブ上の人権侵害情報の適切な削除に向けた相談対応等を推進する。SNS指向の若年層の問題など実態を踏まえた人権擁護活動を強化する<sup>152</sup>。

### ③ 危機管理

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的行事<sup>153</sup>の開催などを控え、テロの発生の未然防止やサイバーセキュリティ対策に万全を期す。このため、産学官と国際社会の連携の下、先端技術を利活用して、テロ関連情報の収集・集約・分析等

<sup>143</sup> 安全運転支援機能を有する自動車を前提として高齢者が運転できる免許制度の創設に向けた検討を含む。

<sup>144</sup> 2017年の刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合は48.7%。統計を取り始めた1972年以降、最も高くなっている。

<sup>145</sup> 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）に基づく。

<sup>146</sup> 「第四次犯罪被害者等基本計画」は、2020年度末が計画期限となっている「第三次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）の次期計画。

<sup>147</sup> CDR（Child Death Review）：予防可能な死亡の再発防止を目的に、子供の死因を分析する仕組み。

<sup>148</sup> 死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）を踏まえた強化。

<sup>149</sup> 「第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議」（2020年4月20日から27日まで京都市にて開催予定）。

<sup>150</sup> 日本司法支援センター（法テラス）による業務。

<sup>151</sup> 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議における検討を踏まえ、司法制度改革推進法（平成13年法律第119号）の理念に基づく改革を進める。

<sup>152</sup> ADR機能を有する人権擁護機関の対応体制の強化を通じて、いじめ・虐待・体罰等の救済を促進することを含む。

<sup>153</sup> 2020年以前の行事として2019年では、G20大阪サミット（6月）、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）（8月）、ラグビーワールドカップ2019（9月～11月）、即位礼正殿の儀（10月）などが挙げられる。